

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び  
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とするものである（最低賃金法第1条）。賃金上昇率が物価高騰に追いつかず、労働者の実質賃金が24か月連続の減少（厚生労働省「毎月勤労統計」2024年3月）で過去最長となっている状況のもとで、労働者やその家族の生活を守るためにも、賃金の大幅な上昇が急務である。このような現状を踏まえれば、今こそ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠である。

現行（2023年（令和5年）10月6日発効）の愛媛県最低賃金は1時間897円であり、全国で3番目に低い金額である。昨年は全国のランク分けが変更され、従前のDランク（4段階の最下位）からBランク（3段階の中位）に引き上げられたことを考慮しても、愛媛はBランクのうち下から2番目であり、Cランクとの優位性はみられない。

ここ3年間は、821円、853円、897円と推移しており、特に昨年は中央最低賃金審議会が示した目安額40円を4円上回る引上げをしたことは評価すべきである。しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約186万5760円（897円×40時間×52週）、月収にすると約15万5480円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を依然として下回っている。従前の低い水準での賃金の引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、はなはだ不十分であって、物価上昇にも対応した大幅な賃金の引上げが必要である。

愛媛県は、全国最高額である東京都の1113円と比べると、216円も低い。ここ3年間の両者の差は、220円、219円、216円とほとんど縮まっていない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠である。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

昨年から目安区分が従来の4段階（愛媛県はDランク）から3段階（愛媛県はBランク）に変更されたものの、特にCランクでは目安額（39円）を大きく上回る改定が相次ぎ、Cランクとされた山形県・鳥取県（目安プラス7円の900円）、島根県（Bランク、目安プラス7円の904円）など、地域の実相に合わせた大幅な賃上げが相次いでおり、ランク分けを行って目安額に傾斜をつける現行の方式は、その合理性が揺らいでいるといわなければならない。

中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

これらを前提として、当会は、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促すためにも、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本

年度の最低賃金額について、実質賃金の上昇を実感できるような大幅な最低賃金額  
引上げを内容とする答申を愛媛労働局長に行なうことを強く求める。また、中央最  
低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

以上

2024年（令和6年）6月10日

愛媛弁護士会

会長 和田 資篤